

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
2月10日
(金曜日)

目次

- 告示
道路の位置の指定(建築指導課).....
- 指定納付受託者の指定(会計課).....
- 公告
国土調査の成果の認証(政策企画課).....
- 公共測量の実施(監理課).....
- 山口都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....
- 宇部都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....

山口県告示第四十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和五年二月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市藤光町一丁目二八の二〇、二二〇の三、二二〇の四、二〇五の二及び二一〇五の二地先	四・〇	四三・二	令和五、一、一七

山口県告示第四十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和五年二月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地
ウエルネット株式会社 札幌市中央区大通東十丁目一一番地四
- 指定納付受託者に納付させる歳入
手数料及び雑入(インターネットを利用して納付されるものに限る。)
- 指定の期間
令和四年十二月二十二日から令和七年三月三十一日までの間

(二) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和五年二月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
萩市	令和二年五月二十六日から 令和三年十二月八日まで	萩市地籍図	大井の一部
長門市	令和二年五月二十六日から 令和四年一月二十六日まで	長門市地籍図	俵山及び日置上の各一部
美祢市	令和二年六月八日から 令和四年二月二十二日まで	美祢市地籍図	豊田前町古烏帽子及び美東町綾木の各一部

二 認証年月日

令和五年二月十日

(一三) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年二月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

山口市

三 作業の期間

令和四年十一月二十五日から令和五年三月十七日まで

(一四) 山口都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による山口都市計画地区計画の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和五年二月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画地区計画山口市中心商店街地区地区計画

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一五) 宇部都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧

宇部市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

る同法第二十条第一項の規定による宇部都市計画汚物処理場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和五年二月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画汚物処理場一萩原団地汚物処理場

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課